## 申出受付フォーム入力要領

## **<入力に当たっての留意事項>**

- 本フォームでは以下のとおりの構成で、申出に必要な内容を伺いますので、ご準備をお願いいたします。
  - 1 申出の要件に該当するかの確認(申出者が特定受託事業者に該当するか等)
  - 2 申出者情報の入力(申出者の氏名や連絡先等)
  - 3 取引先の委託事業者情報の入力(取引先の委託事業者(被申出者)の氏名や所在地 等)
  - 4 業務委託情報の入力(業務委託の期間や内容等)
  - 5 申出内容の入力(法違反と考えられる内容や該当する法律の条項等)
  - 6 その他申出者への確認事項
- この入力要領の通し番号は 129 までありますが、回答内容によって入力いただく設問の数は変わり、60~80 問程度の入力が標準的な数になります。
- 申出したい違反行為が複数ある場合は、条文・条項ごとに違反行為について入力して いただく必要があります。
- 入力作業が中断され、入力作業を行わない状態が続くと、通信環境によっては接続が切れ、セッションエラーを生じて最初の画面に戻ってしまうことがあります。その場合は、再度最初の画面からの入力となってしまいますので、御注意ください。
- 前の設問に戻る場合は「戻る」ボタンを押してください。「戻る」ボタンで戻っても、 一度入力したものは消えません。なお、ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。 「戻る」ボタンが表示されない場合に、ブラウザの戻るボタンで戻って入力をしてもセッションエラーが生じますので、その場合は最初の画面から入力をお願いします。
- 〇 「説明、入力例・注意書き」欄について、申出フォーム上に表示されている文には下線を引いています。
- 設問文の末尾に(任意)と表示されている設問は、分かる範囲での入力をお願いします。分からない場合は空欄でも構いません。
- 通し番号はこの入力要領上の通し番号になり、ページ番号は本フォームの右上に表示されるページ番号になります。お問い合わせの際は、「ページ番号○の問○について」などとお伝えいただきますとスムーズです。
- 本フォームには、回答の保存機能はありません。本フォームの入力が終わると最後に回答確認画面が表示されます。これまで回答した設問と回答内容が一覧で表示されますので、誤りや漏れがないか御確認をお願いします。また、入力内容の控えがご入り用の場合は、「確認」ボタンを押す前に、この回答確認画面を印刷(Ctrl+P)していただくか、スクリーンショットでの保存、テキストファイルにコピーペーストで保存していただく等の対応をお願いいたします。
- 本フォームに入力されていない内容(例:ファイル転送サービスにて共有されたファイルの内容、記載いただいたリンク先のサイトに記載されている内容等)についてはセキュリティの関係上、確認することができず、当該内容について再度本フォームへの入力等をお願いする場合がありますので御注意ください。

通し	ページ	÷ル日日	部中 1 <b>九</b> 例,注音争之笙
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
1 F	申出の要件	に該当するかの確認(申	出者が特定受託事業者に該当するか等)
1	1	問)	〇 「はい」を選択すると、ページ番号:2の問)(通
		申出受付フォームにアク	し番号2)へ進みます。
		セスする前に、申出受付	〇 「いいえ」を選択すると、回答確認画面(ページ番
		事前確認表をご確認いた	号:310) が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出
		だき、「申出」ができるこ	受付事前確認表を確認いただいてから再度申出受付
		とを確認しましたか。	フォームで入力をするよう案内 (ページ番号:302)
		Oはい Oいいえ	が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、
			回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。
			   ○ 申出受付事前確認表で確認を行い、「フリーランス・
			事業者間取引適正化等法に基づく「申出」を希望する
			場合は、申出受付フォームに入力をお願いいたしま
			す。」と案内された場合、申出が可能です。
2	2	問)	○ 「はい」を選択すると、ページ番号:3の問)(通
		^ **   フリーランス・事業者間	し番号3)へ進みます。
		取引適正化等法に基づく	○ □ □ □ · · · · · · · · · · · · · · · ·
		申出が出来るのは、業務	号:310) が表示され、「確認」ボタンを押すと、本人
		委託を受けているご本人	またはその代理で入力する方のみからの申出を受け
		に限られます(※)。	付ける旨の案内(ページ番号:303)が表示され、入
		あなたはご本人ですか。	   力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で
		Oはい	   「戻る」ボタンを押してください。
		Oいいえ	
			※ 本人が入力できない場合等に代理で入力して申出
			<u>を行うことは可能ですが、本人でない第三者(本人の</u>
			親族・知人等)が、申出を行うことは出来ません。
3	3	問)	〇 「はい」を選択すると、ページ番号:4の問)(通
		あなたと、取引先の委託	し番号4)へ進みます。
		事業者の本拠地は両方と	〇 「いいえ」を選択すると、回答確認画面(ページ番
		も日本国内になります	号:310)が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出
		か。	受付フォームによる申出の対象にはならない旨の案
		〇はい(あなた、委託事業	内(ページ番号:309)が表示され、入力が終了しま
		者の両方とも本拠地が日	す。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタ
		本国内)	ンを押してください。
		〇いいえ(あなた、委託事	
		業者のどちらかまたは両	※ ここでいう本拠地とは、単に作業を行うために立ち
		方の本拠地が日本国外)	寄る等の場所ではなく、事務処理上の所在地として、
			郵便物の配送先に設定されている等、事業を行う上で
			<u>のよりどころとなっている場所のことを指します。</u>

通し	ページ	an.88	
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
4	4	問) あなたが申出を行おうと している事案は、業務委 託を受けた中での出来すですか。 業務委託を受けた中でリントでは、 登けた中の出来事ではない場合は「いいえ」を 選択してください。 〇はい 〇いいえ	○ 「はい」を選択すると、ページ番号:101の問)(通し番号6)に進みます。 ○ 「いいえ」を選択すると、ページ番号:201の問)(通し番号5)に進みます。  ※ 本法第12条について申出を行う場合のみ、業務委託を受けている場合に加え、受けようとした場合も含まれます。  ● 法第12条は募集情報の的確表示義務に関する規定であり、この条文に違反する場合の例としては、次のとおりです。 「特定業務委託事業者が広告等で、特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をした場合」「特定業務委託事業者が広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき、不正確であったり、古い情報のままとなっている場合」
5	201	問) 業務委託を受けていない 場合に申出が可能と募集情報の的確、法第12条(募集情報の的出を希望しまの的する の12条(募集情報の的する ことを希(募集情報の的する ことを条(募集情報の的する ことは希望しない	────────────────────────────────────

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			<u>る場合」</u>
6	101/202	問)	〇 「①個人(個人事業主)」を選択すると、ページ番
	·	あなたは、個人として業	号:102の問1-1)・1-2)(通し番号7・8)に
		務委託を受託しました	進みます。(12条についての申出の場合だと、ページ
		か。または、法人として業	番号:203の問)(通し番号9)に進みます。)
		務委託を受託しました	〇 「②法人」を選択すると、ページ番号:103の問1
		か。(業務委託を受けてい	- 1)~問3)(通し番号10~14) に進みます。(12条
		ない場合にあっては、募	についての申出の場合だと、ページ番号:204 の問
		集に応募しようとしたと	1)・問2) (通し番号 15・16) に進みます。)
		きの業務委託に対しての	※ 「12条についての申出の場合」とは、ページ番号:
		体制が個人であったか、	201 の問)(通し番号5)で「12条(募集情報の的確
		法人であったかをお答え	表示) について申出することを希望する」を選んだ場
		ください。)	合のことです (以下同じです)。
		○①個人(個人事業主)	
		〇②法人	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出
			を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定
			めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法
			で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当す
			る場合となります。フリーランス・事業者間取引適正
			化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の
			相手方である事業者であって「個人であって、従業員 を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以
			外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」で
			す。
			● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法
			この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託
			の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに
			<u>該当するものをいう。</u>
			一個人であって、従業員を使用しないもの
			二 法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、
			取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監
			<u> 査役又はこれらに準ずる者をいう。)がなく、かつ、従</u>
			<u>業員を使用しないもの</u>
			● 法第 12 条は募集情報の的確表示義務に関する規定
			であり、この条文に違反する場合の例としては、次の

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			とおりです。 「特定業務委託事業者が広告等で、特定受託事業者の 募集に関する情報を提供するときに、当該情報につき 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をした場合」 「特定業務委託事業者が広告等により特定受託事業 者の募集に関する情報を提供するときに、当該情報に つき、不正確であったり、古い情報のままとなってい る場合」
7	102	問1-1) あなたは、業務委託を受けた時点において、従業員を使用していましたか。 〇①従業員を使用していた た	○ 問1-2)で「①従業員を使用していた」を選択すると、回答確認画面(ページ番号:310)が表示され、「確認」ボタンを押すと申出の対象となる要件を満たしていない旨の案内(ページ番号:305)が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。 ○ 上記以外の場合は、ページ番号:104の問)(通し番号17)に進みます。
8	102	問1-2) あなたは、本法に違反する事実が生じた時点にていましたか。 〇①従業員を使用していた 〇②従業日 なかった	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」です。  ● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項 この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 個人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。)がなく、かつ、従業員を使用しないもの

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	政印	, 기계 기계 · /조하는 경
			20 時間以上であり、かつ、②継続して 31 日以上雇用
			されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22
			<u>年法律第49号) 第9条に規定する労働者をいう。)を</u>
			雇用することを言います。
			ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派
			造労働者等の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第
			88 号) 第 2 条第 4 号に規定する派遣先として①1 週間
			の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②継続
			して 31 日以上労働者派遣の役務の提供を受けること
			が見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該
			派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」
			<u>に該当します。</u>
			<u>なお、事業に同居の親族のみを使用している場合に</u>
			は、「従業員を使用」に該当しません。
9	203	問)	〇 「①従業員を使用していた」を選択すると、回答確
		あなたは、業務委託の募	認画面(ページ番号:310)が表示され、「確認」ボタ
		集情報に応募しようとし	ンを押すと、申出の対象となる要件を満たしていない
		た時点において、従業員	
		を使用していましたか。	了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」
		○○①従業員を使用してい	
		た	〇 「②従業員を使用していなかった」を選択すると、
		〇②従業員を使用してい なかった	ページ番号:205の問3)(通し番号17)に進みます。
			※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出
			を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定
			めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法
			で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当す
			る場合となります。フリーランス・事業者間取引適正
			化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の
			相手方である事業者であって「個人であって、従業員
			を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以
			外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」で
			す。
			● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法
			<u>律第2条第1項</u>
			この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託
			の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに
			<u>該当するものをいう。</u>
	1		

通し番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
田石	田石		二 法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、
			取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監
			査役又はこれらに準ずる者をいう。)がなく、かつ、従
			業員を使用しないもの
			● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が
			20 時間以上であり、かつ、②継続して 31 日以上雇用
			されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22
			年法律第49号) 第9条に規定する労働者をいう。) を
			雇用することを言います。
			ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派
			造労働者等の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第
			88 号) 第 2 条第 4 号に規定する派遣先として①1 週間
			の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②継続
			して 31 日以上労働者派遣の役務の提供を受けること
			が見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該
			派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」
			に該当します。
			なお、事業に同居の親族のみを使用している場合に
10	100	BB 4 4 \	は、「従業員を使用」に該当しません。
10	103	問1-1)	〇 問1-2)で「①従業員を使用していた」を選択す
		あなたが経営する法人では、業務素試を受けた時	ると、または、問2-2)で「①他に役員がいた」を
		は、業務委託を受けた時   点において、従業員を使	選択すると、回答確認画面(ページ番号:310)が表
		用していましたか。	示され、「確認」ボタンを押すと、申出の対象となる 要件を満たしていない旨の案内(ページ番号:306)
		の①従業員を使用してい	が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、
		た	回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。
		′~   ○②従業員を使用してい	○ 上記以外の場合は、ページ番号: 104 の問)(通し番
		なかった	号 17) に進みます。
11	103	問1-2)	
		あなたが経営する法人で	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出
		は、本法に違反する事実	
		が生じた時点において、	めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法
		従業員を使用していまし	で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当す
		たか。	る場合となります。フリーランス・事業者間取引適正
		O①従業員を使用してい	化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の
		た	相手方である事業者であって「個人であって、従業員
		○②従業員を使用してい	を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以
		なかった	外に役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」で

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
12	103	問2-1) あなたが経営する法人では、業務委託を受けた時点において、他に役員がいましたか。 〇①他に役員がいた 〇②他に役員がいなかった	す。 ● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項 この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 — 個人であって、従業員を使用するもの 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、
13	103	問2-2) あなたが経営する法人では、本法に違反する事実が生じた時点において、他に役員がいましたか。 〇①他に役員がいた 〇②他に役員がいなかった	取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。)がなく、かつ、従業員を使用しないもの  ■ 「従業員を使用」とは、① 1 週間の所定労働時間が20 時間以上であり、かつ、②継続して31 日以上雇用されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)を
14	103	問3) あなたが経営する法人で は、本法に違反する事実 が生じた時点における資 本金は何万円でしたか。 (半角入力)(任意)	雇用することを言います。 ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。 なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。  ● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。 ※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。
15	204	問1) あなたが経営する法人で は、業務委託の募集情報	〇 「②従業員を使用していなかった」及び「②他に役員がいなかった」を選択すると、ページ番号:205の問)(通し番号17)に進みます。

通し	ページ	-n oo	
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
10	004	に応募しようとした時点において、従業員を使用していましたか。 〇①従業員を使用していた 〇②従業員を使用していなかった	○ 上記以外の場合は、回答確認画面(ページ番号:310) が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出の対象となる要件を満たしていない旨の案内(ページ番号:306)が表示され、入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。
16	204	問2) あなたが経営する法情報 は、業務委託の募集情報 に応募したのとの負がいた。 の①他に役員がいた の②他に役員がいなかった	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出を行う対象である「特定受託事業者」を次のように定めています。フリーランス・事業者間取引適正化等法で申出の対象となるのは「特定受託事業者」に該当する場合となります。フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって「個人であって、従業員を使用しないもの」です。  ● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項。の法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 個人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、従業員を使用しないもの 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。)がなく、かつ、従業員を使用しないもの  ● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)を雇用することを言います。 ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律(昭和60年法律第8号)第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。 なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。  ● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。 ※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。
17	104/205	問)違反行為をした取引先の委託事業者(被申出者)は、以下の①から③のうち、どれに該当しますか。〇①個人事業主〇②法人〇③国や地方公共団体	○ 「①個人事業主」を選択すると、ページ番号:105の問1-1)・問1-2)(通し番号18・19)に進みます。(12条についての申出の場合だと、ページ番号:206の問)(通し番号20)に進みます。) ○ 「②法人」を選択すると、ページ番号:106の問1-1)~問3)(通し番号21~25)に進みます。(12条についての申出の場合だと、ページ番号:207の問1)・問2)(通し番号26・27)に進みます。) ○ 「③国や地方公共団体」を選択すると、ページ番号:107の問1-1)~問5)(通し番号28~35)に進みます。(12条についての申出の場合だと、ページ番号:208の問1-1)~問5)(通し番号28~35)に進みます。(12条についての申出の場合だと、ページ番号:208の問1-1)~問5)(通し番号28~35)に進みます。) ※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。 ● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第5項。 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。第6項。この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ー 個人であって、従業員を使用するもの ニ 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			使用するもの
18	105	問1-1) 違反行為をした取引先の 委託事業者(被申出者) は、業務委託をした時点 で、従業員を使用してい ましたか。 〇①従業員を使用してい た	<ul> <li>○ 問1-1)及び問1-2)を入力すると、ページ番号:107の問1-1)~問5)(通し番号28~35)に進みます。</li> <li>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</li> <li>● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条</li> <li>第5項</li> </ul>
19	105	委託事業者(被申出者)は、本法に違反する事実が生じた時点において、従業員を使用していましたか。 ○①従業員を使用していたか。	● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)を雇用することを言います。  ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。  なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。
			<ul><li>取引先の委託事業者(被申出者)に従業員がいない (加えて、法人の場合は役員が2人以上いない)場合</li></ul>

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
20	206	問)業務委託の募集情報	は、本法第3条(書面等による取引条件の明示)についての申出のみが対象になります(※)。この場合に、法第3条以外について申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡させていただくことになりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、本法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関(公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局)等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。 ※ 取引先の委託事業者(被申出者)に従業員がいない(加えて、法人の場合は役員が2人以上いない)場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第3条のみが申出の対象となります(いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第3条のみが申出の対象となります。)。
20	200	上に掲載されていた取引 先(発注者)は、従業員を 使用していましたか。 〇①従業員を使用してい た	<ul> <li>○ 展析版に入力をすると、ハーラ番号・206の同十一 1) ~問5)(通し番号 28~35)に進みます。</li> <li>※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。</li> <li>● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第5項この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</li> <li>第6項この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>一 個人であって、従業員を使用するものニー 法人であって、従業員を使用するものニー 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</li> <li>● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22</li> </ul>

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			年法律第49号) 第9条に規定する労働者をいう。) を
			<u>雇用することを言います。</u>
			ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派
			遣労働者等の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第
			88号) 第2条第4号に規定する派遣先として①1週間
			の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②継続
			して 31 日以上労働者派遣の役務の提供を受けること
			が見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該
			派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」
			<u>に該当します。</u>
			なお、事業に同居の親族のみを使用している場合に
			は、「従業員を使用」に該当しません。
			● 取引先(発注者)に従業員がいない(加えて、
			法人の場合は役員が2人以上いない)場合は、申
			出の対象となりません。その場合は、都道府県労
			<u>働局へご相談ください。なお、連絡先について</u>
			は、申出受付事前確認表の6ページに記載の URL
			または二次元コードを参照ください。
21	106	問1-1)	〇 問1-1)~問3)に入力すると、ページ番号:107
		違反行為をした取引先の	の問1-1)~問5)(通し番号28~35)に進みます。
		委託事業者(被申出者)の	
		法人では、業務委託をし	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出
		た時点で、従業員を使用	の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事
		していましたか。	<u>業者」を次のように定めています。</u>
		○①従業員を使用してい	● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法
		た	<u>律第2条</u>
		○②従業員を使用してい	<u>第5項</u>
		なかった	この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事
		O③分からない	業者に業務委託をする事業者をいう。
22	106	問1-2)	<u>第6項</u>
		違反行為をした取引先の	この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務
		委託事業者 (被申出者)の	<u>委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するも</u>
		法人では、本法に違反す	<u>のをいう。</u>
		る事実が生じた時点にお	<u>ー 個人であって、従業員を使用するもの</u>
		いて、従業員を使用して	二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を
		いましたか。	使用するもの
		〇①従業員を使用してい	
		<i>t</i> -	● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
		○②従業員を使用していなかった ○③分からない	20 時間以上であり、かつ、②継続して 31 日以上雇用 されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) 第 9 条に規定する労働者をいう。)を 雇用することを言います。 ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 造労働者等の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第
23	106	問2-1) 違反行為をした取引先の 委託事業者(被申出者)の 法人では、業務委託をした時点で、代表者以外に 役員がいましたか。 〇①他の役員がいた 〇②他の役員がいなかった	88号)第2条第4号に規定する派遣先として①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当します。 なお、事業に同居の親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しません。
24	106	問2-2) 違反行為をした取引先の 委託事業者(被申出者)の 法人では、本法に違反す る事実が生じた時点において、代表者以外に役員 がいましたか。 〇①他の役員がいた 〇②他の役員がいなかった	(加えて、法人の場合は役員が2人以上いない)場合は、本法第3条(書面等による取引条件の明示)についての申出のみが対象となります(※)。この場合に、法第3条以外について申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡させていただくことになりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関(公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局)等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。
25	106	問3) 違反行為をした取引先の 委託事業者(被申出者)の 法人では、本法に違反す る事実が生じた時点にお ける資本金は何万円でし たか。(半角入力)(任意)	<ul> <li>※ 取引先の委託事業者(被申出者)に従業員がいない (加えて、法人の場合は役員が2人以上いない)場合 は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第3条のみが申出の対象となります(いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第3条のみが申出の対象となります)。</li> <li>● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言います。なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」に該当します。</li> </ul>

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の 株主等が想定されます。
			※ 問3は、半角での入力でお願いいたします。
26	207	問 1 )	〇 問1)及び問2)を入力すると、ページ番号:208
		業務委託の募集情報上に 掲載されていた取引先	の問1-1)~問5)(通し番号28~35)に進みます。
		(発注者)の法人では、従	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、申出
		業員を使用していました	の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事
		か。    〇①従業員を使用してい	業者」を次のように定めています。 ● 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法
		た	律第2条
		○②従業員を使用してい	<u>第5項</u>
		なかった	この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事
		○③分からない	<u>業者に業務委託をする事業者をいう。</u>
27	207	問2)	第6項
		業務委託の募集情報上に   掲載されていた取引先	<u>この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務</u> 委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するも
		(発注者)の法人では、代	のをいう。
		表者以外に役員がいまし	一 個人であって、従業員を使用するもの
		たか。	
		〇①他の役員がいた	使用するもの
		○②他の役員がいなかっ	_
		た。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。	● 「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が
		○③分からない	20 時間以上であり、かつ、②継続して 31 日以上雇用
			<u>されることが見込まれる労働者(労働基準法(昭和22</u> 年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)を
			雇用することを言います。
			ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派
			遺労働者等の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第
			88号) 第2条第4号に規定する派遣先として①1週間
			の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②継続
			して 31 日以上労働者派遣の役務の提供を受けること
			が見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該
			派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」 に該当します。
			<u>に該当します。</u> なお、事業に同居の親族のみを使用している場合に
			<u> でのくテネトには何くかがない。と区川してもの</u> 物日に

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
田勺	田力		は、「従業員を使用」に該当しません。
			● 取引先(発注者)に従業員がいない(加えて、法人
			の場合は役員が2人以上いない)場合は、申出の対象
			となりません。その場合は、都道府県労働局へご相談
			ください。なお、連絡先については、申出受付事前確
			認表の6ページに記載の URL または二次元コードを
			<u>参照ください。</u>
			● 他の役員とは、理事、取締役、執行役、業務を執行
			する社員、監事若しくは監査役又は準ずる者を言いま
			<u>す。</u> なお、同居親族が役員である場合は、「他の役員」
			に該当します。
			※ 準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の
			株主等が想定されます。
2 1	申出者情報	の入力(申出者の氏名や	連絡先等)
28	107/208	問1-1)	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文
		あなたの氏名(姓)を入力	字は入力しないでください
		してください。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			<u>通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた</u>
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
29	107/208	問1-2)	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文
		あなたの氏名(名)を入力	字は入力しないでください。
		してください。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			<u>通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた</u>
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
30	107/208	問2-1)	<u>ひらがなで入力してください。</u>
		あなたの氏名(姓)のふり	※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注
		がなを入力してくださ	意ください。
		l,°	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u> </u>

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
31	107/208	問2-2) あなたの氏名(名)のふり がなを入力してください。	<ul> <li>ひらがなで入力してください。</li> <li>スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</li> <li>申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</li> </ul>
32	107/208	問3-1) 日中に連絡のつく連絡先 を教えてください。	<ul> <li>ハイフンを入力しないでください。</li> <li>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</li> <li>(ページ番号:107)</li> <li>※ 行政機関から連絡する場合がありますので、取引先の委託事業者(被申出者)の事業所の電話番号は入力しないでください。</li> <li>(ページ番号 208)</li> <li>※ 行政機関から連絡する場合がありますので、取引先へ発注者)の事業所の電話番号は入力しないでください。</li> </ul>
33	107/208	問3-2) 日中に連絡のつく連絡先 を教えてください。(任 意)	<ul> <li>ハイフンを入力しないでください。</li> <li>※連絡先が問3-1)(通し番号32)の他にもある場合は、こちらに入力ください。</li> <li>※申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</li> <li>(ページ番号:107)</li> <li>※ 行政機関から連絡する場合がありますので、取引先の委託事業者(被申出者)の事業所の電話番号は入力しないでください。</li> <li>(ページ番号208)</li> </ul>

通し番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
ш	H 13		※ 行政機関から連絡する場合がありますので、取引先 (発注者)の事業所の電話番号は入力しないでくださ い。
34	107/208	問4) 連絡のとれるメールアド レスを入力してください。	パソコン、スマートフォンのメールアドレスでも構いません。確実に連絡の取れるメールアドレスの入力をお願いします。 ※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。
35	107/208	問5) 繰り返しになりますが、 あなたは次のどちらに該 当しますか。(ページ分岐 の判定のため、お伺いし ています。) 〇①法人 〇②個人(個人事業主)	○ 「①法人」を選択すると、ページ番号:108/209の問1)~問6)(通し番号36~44)に進みます。 ○ 「②個人(個人事業主)」を選択すると、ページ番号:109/210の問1)~問3)(通し番号45~50)に進みます。  ※ ページ番号:101/202の問)(通し番号6)で同じ設問があります。同じ回答を入力してください。(違う回答を入力してもエラー表示はされませんので御注意ください。)
36	108/209	問1) あなたが経営する法人の 法人名を入力してください。	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。 ※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。
37	108/209	問2) あなたが経営する法人の 法人名(ふりがな)を入力 してください。	<ul> <li>ひらがなで入力してください。</li> <li>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</li> <li>※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるため、誤りや漏れがないように記載をお願いいたします。</li> </ul>

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	以口	ᇞᄵᄼᄉᄼᄼᄸᅝᅼᅩᄺᇒᆸᇰᇴ
38	108/209	問3)	チェックディジット込みの 13 桁の法人番号を入力して
		あなたが経営する法人の	<u>ください。</u>
		法人番号(13 桁)を入力	※ 半角での入力でお願いいたします。
		してください。(半角入	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
		力)(任意)	がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
39	108/209	問4)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u>
		あなたが経営する法人の	法人登記簿上の本店所在地について入力してください。
		所在する場所の郵便番号	※ 住所検索ボタンを押すと、問5-1)、問5-2)、
		を入力してください。	問5-3)(通し番号40~42)に、都道府県、市区町
			村、町丁字名が入力されますので御確認ください。
			※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			<u>通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた</u>
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
40	108/209	問5-1)	<u>入力例:東京都</u>
		あなたが経営する法人の	法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力し
		所在する都道府県を入力	<u>てください。</u>
		してください。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
41	108/209	問5-2)	<u>入力例:千代田区</u>
		あなたが経営する法人の	法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力し
		所在する市区町村を入力	<u>てください。</u>
		してください。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	DX I+J	この
42	108/209	問5-3)	入力例:霞ヶ関〇丁目〇番〇号
		あなたが経営する法人の	法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力し
		所在する町丁字名を入力	<u>てください。</u>
		してください。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
43	108/209	問5-4)	入力例:〇〇ビル〇階〇〇号室
		あなたが経営する法人の	法人登記簿上の本店所在地について、住所表示で入力し
		所在するビル名等を入力	<u>てください。</u>
		してください。(任意)	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			<u>通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた</u>
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
44	108/209	問6)	〇 「使用している」を選択すると、ページ番号:110/211
		あなたは、業務委託を受	の問1)・問2)(通し番号 51・52) に進みます。
		ける上で、通称(ペンネー	〇 「使用していない」を選択すると、ページ番号:111
		ム、芸名、屋号等)を使用	の問1)~問8)(通し番号53~65)に進みます(12
		していますか。	条についての申出の場合だと、ページ番号:212の問
		│○使用している	1)~問6-2) (通し番号66~76) に進みます)。
		○使用していない	
45	109/210	問 1 )	<u>ハイフンを入力しないでください。</u>
		あなたの業務を行う場所	業務に関連する郵便物の届く場所(あなたの居住地でも
		の郵便番号を入力してく	<u>可)について入力してください。</u>
		ださい。	※ 住所検索ボタンを押すと、問2-1)、問2-2)、
			問2-3) (通し番号 46~48) に、都道府県、市区町
			村、町丁字名が入力されますので御確認ください。
			※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			<u>通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた</u>
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	以山	<b>説切、八刀例・圧息音で</b> サ
46	109/210	問2一1)	<u>入力例:東京都</u>
		あなたの業務を行う場所	業務に関連する郵便物の届く場所(あなたの居住地でも
		の都道府県を入力してく	可)について、住所表示で入力してください。
		ださい。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			<u>通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた</u>
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
47	109/210	問2-2)	<u>入力例:千代田区</u>
		あなたの業務を行う場所	業務に関連する郵便物の届く場所(あなたの居住地でも
		の市区町村を入力してく	可)について、住所表示で入力してください。
		ださい。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
48	109/210	問2-3)	入力例:霞ヶ関〇丁目〇番〇号
		あなたの業務を行う場所	業務に関連する郵便物の届く場所(あなたの居住地でも
		の町丁字名を入力してく	可)について、住所表示で入力してください。
		ださい。	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま
			<u>す。</u>
49	109/210	問2-4)	入力例:〇〇ビル〇階〇〇号室
		あなたの業務を行う場所	業務に関連する郵便物の届く場所(あなたの居住地でも
		のビル名等を入力してく	可)について、住所表示で入力してください。
		ださい。(任意)	※ 申出者の氏名や法人名、連絡先について正確な記載
			がない場合は、行政機関が申出に関する連絡や結果の
			通知を行う際、調査等を実施する際に支障が生じるた
			<u>め、誤りや漏れがないように記載をお願いいたしま</u>
			<u>す。</u>
50	109/210	問3)	〇 「使用している」を選択すると、ページ番号:110/211
		あなたは、業務委託を受	の問1)・問2)(通し番号51・52)に進みます。(12
		ける上で、通称(ペンネー	条についての申出の場合も同様です。)
		ム、芸名、屋号等)を使用	〇 「使用していない」を選択すると、ページ番号:111
		していますか。	の問1)~問8)(通し番号53~65)に進みます。(12
		〇使用している	条についての申出の場合だと、ページ番号:212の問
		○使用していない	1) ~問6-2)(通し番号66~76)に進みます。)

通し	ページ		
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
51	110/211	問1)	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文
		あなたが業務委託を受け	<u>字は入力しないでください。</u>
		る上で使用している通称	
		(ペンネーム、芸名、屋号	
		等)を入力してください。	
52	110/211	問2)	〇 入力をすると、ページ番号:111の問1)~問8)
		あなたが業務委託を受け	(通し番号 53~65) に進みます。(12 条についての申
		る上で使用している通称	出の場合だと、ページ番号:212の問1)~問6-2)
		のふりがなを入力してく	(通し番号 66~76) に進みます。)
		ださい。	
			<u>ひらがなで入力してください。</u>
			※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注
			意ください。
	以引先の委	託事業者情報の入力(取	引先の委託事業者(被申出者)の氏名や所在地等)
53	111	問1)	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文
			<u>字は入力しないでください。</u>
		の依頼・指示に関するや	
		りとりをあなたと直接行	
		っている事業所の名称を	
		入力してください。	
54	111	問2)	ひらがなで入力してください。
		業務委託の内容について	※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注
		の依頼・指示に関するや	意ください。
		りとりをあなたと直接行	
		っている事業所の名称の	
		ふりがなを入力してくだ	
		さい。	
55	111	問3)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u>
		業務委託の内容について	※ 住所検索ボタンを押すと、問4-1)、問4-2)、
		の依頼・指示に関するや	問4-3) (通し番号 56~58) に、都道府県、市区町
		りとりをあなたと直接行	村、町丁字名が入力されますので御確認ください。
		っている事業所の場所の	
		郵便番号を入力してくだ	
		さい。	

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号 56	番号 111	問4-1)	入力例:東京都
30	111	四 4 - 1 /     業務委託の内容について	<u>人力例:朱京和</u>
		未務安託の内谷について   の依頼・指示に関するや	
		りとりをあなたと直接行	
		りこりをめなたと直接11     っている事業所の所在地	
		(都道府県)を入力して	
		(都垣府県) を入力して   ください。	
57	111	問4-2)	3. 九例,工件田豆
37	111	回 4 - 2 /   業務委託の内容について	<u>入力例:千代田区</u>
		衆務要託の内谷について   の依頼・指示に関するや	
		りとりをあなたと直接行	
		っている事業所の所在地	
		(市区町村)を入力して	
		ください。	
58	111	問4-3)	<u> </u>
00		凹	
		の依頼・指示に関するや	
		りとりをあなたと直接行	
		っている事業所の所在地	
		(町丁字名)を入力して	
		ください。	
59	111	問4-4)	入力例:〇〇ビル〇階〇〇号室
		業務委託の内容について	
		の依頼・指示に関するや	
		りとりをあなたと直接行	
		っている事業所の所在地	
		  (ビル名等)を入力して	
		ください。(任意)	
60	111	問5-1)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u>
		業務委託についての依	担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してく
		頼・指示に関するやりと	<u>ださい。</u>
		りをあなたと直接行って	
		いる事業所の連絡先を入	
		カしてください。	

通し	ページ	=====	
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
61	111	問5-2)	ハイフンを入力しないでください。
		業務委託についての依	担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してく
		頼・指示に関するやりと	<u>ださい。</u>
		りをあなたと直接行って	※ 連絡先が問5-1)(通し番号60)の他にもある場
		いる事業所の連絡先を入	合は、こちらに入力ください。
		カしてください。(任意)	
62	111	問6)	チェックディジット込みの 13 桁の法人番号を入力して
		業務委託についての依	<u>ください。</u>
		頼・指示に関するやりと	※ 半角での入力でお願いいたします。
		りをあなたと直接行って	
		いる事業所の属する法人	
		の法人番号(13 桁)を入	
		カしてください。(半角入	
		力)(任意)	
63	111	問7-1)	
		業務委託についての依	
		頼・指示に関するやりと	
		りをあなたと直接行って	
		いる事業所において、あ	
		なたとやりとりをしてい	
		た担当者の部署名・職名	
		を入力してください。	
64	111	問7-2)	
		業務委託についての依	
		頼・指示に関するやりと	
		りをあなたと直接行って	
		いる事業所において、あ	
		なたとやりとりをしてい	
		た担当者の氏名を入力し	
		てください。	
65	111	問8)	〇 「①同じ」を入力すると、ページ番号:113の問1)
		業務委託についての依	~問6-2)(通し番号 88~98) に進みます。
		頼・指示をあなたに直接	〇 「②異なる」を入力すると、ページ番号:112の問
		行っている事業所と、業	1) ~問6-2)(通し番号77~87)に進みます。
		務委託契約を交わした委	
		託事業者の事業所(契約	※ 取引先の委託事業者(被申出者)の情報として、「①
		書等に記載されている委	業務委託についての依頼・指示に関するやりとりをあ
		託事業者の事業所)は同	なたと直接行っている事業所」「②業務委託契約を交
		じですか。	わした委託事業者の事業所(契約書等に記載されてい

通し	ページ	設問	<b>説明 1 カ</b> 側・注音書き竿
番号	番号	設问	説明、入力例・注意書き等
		○①同じ ○②異なる	る委託事業者の事業所)」「③契約を交わした委託事業者の属している法人の本社」の情報を伺っています。 ①については必ず入力いただき、②③は分かる範囲で入力してください。
66	212	問1) 業務委託の募集情報に掲 載されている事業所の名 称を入力してください。	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。
67	212	問2) 業務委託の募集情報に掲 載されている事業所の名 称のふりがなを入力して ください。	<u>ひらがなで入力してください。</u> <ul><li>※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。</li></ul>
68	212	問3) 業務委託の募集情報に掲 載されている事業所の場 所の郵便番号を入力して ください。	<ul> <li>ハイフンを入力しないでください。</li> <li>※ 住所検索ボタンを押すと、問4−1)、問4−2)、</li> <li>問4−3)(通し番号 69~71)に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。</li> </ul>
69	212	問4-1) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地(都道府県)を入力してください。	<u>入力例:東京都</u>
70	212	問4-2) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地(市区町村)を入力してください。	入力例:千代田区
71	212	問4-3) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地(町丁字名)を入力してください。	<u>入力例:霞ヶ関〇丁目〇番〇号</u>

通し番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
72	212	問4-4) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所の所在地(ビル名等)を入力してください。(任意)	入力例:〇〇ビル〇階〇〇号室
73	212	問5-1) 業務委託の募集情報に掲 載されている事業所の連 絡先を入力してくださ い。	<u>ハイフンを入力しないでください。</u> <u>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してく</u> <u>ださい。</u>
74	212	問5-2) 業務委託の募集情報に掲 載されている事業所の連 絡先を入力してくださ い。(任意)	<ul><li>ハイフンを入力しないでください。</li><li>担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。</li><li>※ 連絡先が問5-1)(通し番号73)の他にもある場合は、こちらに入力ください。</li></ul>
75	212	問6-1) 業務委託の募集情報に掲載されている事業所において、あなたとやりとりをしていた担当者の部署名・職名を入力してください。	
76	212	問6-2) 業務委託の募集情報に掲 載されている事業所にお いて、あなたとやりとり をしていた担当者の氏名 を入力してください。	○ 入力すると、ページ番号: 213 の問)(通し番号 117) に進みます。
77	112	問1) 業務委託契約を交わした 委託事業者の事業所(契 約書等に記載されている 委託事業者の事業所)の 名称を入力してくださ い。(任意)	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	HATE.	
78	112	問2)	<u>ひらがなで入力してください。</u>
		業務委託契約を交わした	
		委託事業者の事業所(契	意ください。
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)の	
		名称(ふりがな)を入力し	
		てください。(任意)	
79	112	問3)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u>
		業務委託契約を交わした	※ 住所検索ボタンを押すと、問4-1)、問4-2)、
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	村、町丁字名が入力されますので御確認ください。
		委託事業者の事業所)の	
		存在する場所の郵便番号	
		を入力してください。(任	
		意)	
80	112	問4-1)	<u>入力例:東京都</u>
		業務委託契約を交わした	
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)の	
		所在地(都道府県)を入力	
		してください。(任意)	
81	112	問4-2)	<u>入力例:千代田区</u>
		業務委託契約を交わした	
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)の	
		所在地(市区町村)を入力	
		してください。(任意)	
82	112	問4-3)	入力例:霞ヶ関〇丁目〇番〇号
		業務委託契約を交わした	
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)の	
		所在地(町丁字名)を入力	
		してください。(任意)	

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号		
83	112	問4一4)	入力例:〇〇ビル〇階〇〇号室
		業務委託契約を交わした	
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)の	
		所在地(ビル名等)を入力	
		してください。(任意)	
84	112	問5-1)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u>
		業務委託契約を交わした	担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してく
		委託事業者の事業所(契	<u>ださい。</u>
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)の	
		連絡先を入力してくださ	
0.5	440	い。(任意)	
85	112	問5-2)	ハイフンを入力しないでください。
		業務委託契約を交わした	担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してく
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	※ 連絡先が問5-1)(通し番号84)の他にもある場
		委託事業者の事業所)の	合は、こちらに入力ください。
		連絡先を入力してくださ	
0.0	110	い。(任意)	
86	112	問6-1)	
		業務委託契約を交わした	
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている	
		委託事業者の事業所)に	
		おける、当該業務委託契	
		約の担当者の部署名・職	
		名を入力してください。	
07	110	(任意)	〇 3 カナスト ペ ジ来只、112 の問 1 ) . 問 6
87	112	問6-2)	○ 入力すると、ページ番号:113の問1)~問6-2) (海し番号 99~09) に進むます
		業務委託契約を交わした	(通し番号 88~98) に進みます。
		委託事業者の事業所(契	
		約書等に記載されている   委託事業者の事業所)に	
		日安託事業有の事業所)に 日本のようは 日本のようは 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできます。 日本のものできまります。 日本のものできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできままます。 日本のできます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできまます。 日本のできます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまます。 日本のできまする。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のでも 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のできます。 日本のでを 日本のでを 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので	
		おいる、国談未務安託美 約の担当者の氏名を入力	
		村の担当有の氏名を入力   してください。(任意)	
		してくたさい。(仕思)	

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
88	113	問1) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社の名称を入力 してください。(任意)	文字化けの原因となりますので、特殊文字・環境依存文字は入力しないでください。
89	113	問2) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社の名称(ふり がな)を入力してくださ い。(任意)	<u>ひらがなで入力してください。</u> ※ スペースを入力するとエラーになりますのでご注意ください。
90	113	問3) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社の存在する場 所の郵便番号を入力して ください。(任意)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u> <ul> <li>※ 住所検索ボタンを押すと、問4-1)、問4-2)、</li> <li>問4-3)(通し番号91~93)に、都道府県、市区町村、町丁字名が入力されますので御確認ください。</li> </ul>
91	113	問4-1) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社所在地(都道 府県)を入力してくださ い。(任意)	<u>入力例:東京都</u>
92	113	問4-2) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社所在地(市区 町村)を入力してくださ い。(任意)	入力例:千代田区
93	113	問4-3) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社所在地(町丁字名)を入力してくださ い。(任意)	<u>入力例:霞ヶ関〇丁目〇番〇号</u>

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
94	113	問4-4) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社所在地(ビル 名等)を入力してくださ い。(任意)	入力例:〇〇ビル〇階〇〇号室
95	113	問5-1) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社の連絡先を入 力してください。(任意)	<u>ハイフンを入力しないでください。</u> 担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してく <u>ださい。</u>
96	113		ハイフンを入力しないでください。担当者の所属する部署に連絡のつく番号を入力してください。ださい。※ 連絡先が問5-1)(通し番号95)の他にもある場合は、こちらに入力ください。
97	113	問6-1) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社における、当 該委託契約の担当者の部 署名・職名を入力してく ださい。(任意)	
98	113	問6-2) 業務委託契約を交わした 委託事業者の属している 法人の本社における、当 該委託契約の担当者の氏 名を入力してください。 (任意)	○ 入力すると、ページ番号:114の問1)~問8)(通 し番号99~108)に進みます。
		報の入力(業務委託の期	
99	114	問1) 法違反に該当する行為が 行われた(※)業務委託の 開始時期はいつでした か。	○ 本法が施行される前の日付(2024年10月31日以前の日付)を入力すると、回答確認画面(ページ番号:310)が表示され、「確認」ボタンを押すと、申出を受け付けることができない旨の案内(ページ番号:307)が表示され入力が終了します。回答誤りの場合は、回答確認画面で「戻る」ボタンを押してください。

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			<ul> <li>※ 違反行為の発生したタイミングで受けている業務 委託の始期を回答してください。業務委託契約の更新 を反復して行っている場合の最初の業務委託開始時 期ではありません。</li> <li></li></ul>
			本法の適用対象となる業務委託は、本法施行(令和6 (2024)年11月1日)後に行われた業務委託になります。 したがって、本法施行前に契約した業務委託は、本法の 適用対象となりません。 なお、本法施行前に契約した業務委託について、本法施 行後に更新を行った場合は、本法施行後に更新を行った
100	114	問2) 業務委託の開始時期(※) はいつでしたか。	業務委託から本法の適用対象となります。 ※ 単一の業務委託契約によって業務委託を受けている場合は、当該業務委託の開始時期を入力してください。業務委託契約の更新を反復して行う場合、最初の業務委託契約により受けた業務委託の開始時期を入力してください。 西暦で入力してください。
			例: 2023 年4月1日から、毎年4月1日に契約更新を 行って業務委託を受けている場合において、2025 年4月30日に違反行為がなされた場合 →「2023年4月1日」と入力
101	114	問3) 違反行為のあった時点で 受けている(いた)業務委 託に、委託期間の終期の 設定はされていますか。 〇①設定されている 〇②設定されていない (定めを置いていない)	○ 「①設定されている」を入力すると、問4)(通し番号 102)が入力できるようになります。

通し番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
102	114	問4) 業務委託の終了時期はい つですか。	〇 問3) (通し番号 101) で「①設定されている」を 選択する場合のみ入力してください。
			<ul> <li>※ 違反行為のあったタイミングで受けている業務委託の終期を、西暦表記で入力してください。</li> <li>例:2023年4月1日から、毎年4月1日に契約更新を行って業務委託を受けている場合において、2025年4月30日に違反行為がなされた場合</li> </ul>
103	114	問5)	→「2026 年 3 月 31 日」と入力 発注書や契約書等が提供されたと回答いただいた場合
		業務委託について、発注 書や契約書などの取引条 件を明示した書面・メー ル等を取引先の委託事業 者側から提供されました か。	は、調査をするに当たって、行政機関から、当該発注書・ 契約書等について写しの提出をお願いする場合がございます。
		○①提供された ○②提供されていない ○③分からない	
104	114	問6-1) 業務委託の内容「時点」 (いつ、いつまでに)につ いて入力してください。	<ul> <li>※ 物品の製造・加工・情報成果物の作成に係る委託の 場合、委託の期限を入力してください。</li> <li>例:「●年●月●日までに」</li> <li>※ 役務の提供に係る委託の場合、役務の提供を行う時期を入力してください。</li> <li>例:「●年●月●日に」</li> </ul>
105	114	問6-2) 業務委託の内容「場所」 (どこで)について入力 してください。	※ 作業を行う場所を入力してください。 例:「自宅で」、「●●社サーバルームで」等
106	114	問6-3) 業務委託の内容「業務の 内容」や「求められる成 果」(何を行う、成果物) について入力してください。	<ul> <li>※ 物品の製造・加工・情報成果物の作成に係る委託の場合、求められている成果物を入力してください。</li> <li>例:「●●に用いる金属製の部品」、「●●社の新規システムのDBに使用するSQLコード」等</li> <li>※ 役務の提供に係る委託の場合、提供する役務の内容を入力してください。</li> <li>例:「●社における●●作業の完成」、「●●の配送業務」等</li> </ul>

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
107	114	問7)	①~⑦の選択肢のうちどれに当てはまるか分からない
		業務委託で行っている業	場合は⑧を選択してください。
		務の内容は、次のうちど	
		れに最も当てはまります	〇 選択肢の説明は以下のとおりです。
		か。	①事務関連:データ入力、添削、コールセンター等
		〇①事務関連	②デザイン・映像制作関連:コピーライター、カメラマ
		○②デザイン・映像製作	ン、広告作成等)
		関連	③ I T関連:ウェブサイト作成、プログラミング作業、
		○③ⅠT関連	アプリ設計等
		○④専門業務関連(医療、	④専門業務関連 (医療、技術、講師、芸能、演奏など):
		技術、講師、芸能、演奏な	講師、建築設計、翻訳、俳優、楽器演奏等
		ど)	⑤生活関連サービス、理容・美容:日用品の販売、エス
		○⑤生活関連サービス、	テ、介護サービス等
		理容・美容	⑥現場作業関連(運輸、製造、修理、清掃など): 運送、
		〇⑥現場作業関連(運輸、	デリバリー、整備、建設作業、清掃等
		製造、修理、清掃など)	⑦農林水産業関連:農耕作業、造園、林業作業、漁業・
		〇⑦農林水産業関連	養殖作業等
		○⑧その他 ( )	⑧その他:①~⑦以外又は分からない場合(いずれも分
			かる範囲で入力ください (任意))
108	114	問8)	○ 入力をすると、ページ番号:115-1の問1)~問8)
		あなたが行っている業務	(通し番号 109~116) へ進みます。
		委託は、以下の委託取引	
		のうち、いずれかに該当	※ フリーランス・事業者間取引適正化等法と類似の規
		しますか。	制がある、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の対
		〇①下請法に定める製造	象となるかどうかを確認するための設問です。分から
		委託	<u>なければ⑤にチェックをお願いします。</u>
		○②下請法に定める修理	
		委託	〇 選択肢の説明は以下のとおりです。
		○③下請法に定める情報	①下請法上に定める製造委託
		成果物作成委託	物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部
		○④下請法に定める役務	品などの製造を他の事業者に委託すること。
		提供委託	②下請法に定める修理委託
		○⑤分からない(該当し	物品の修理を業として請け負っている事業者が、修理
		ない)	行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
			③下請法に定める情報成果物作成委託
			情報成果物を業として提供している事業者が、その情
			報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に
			委託すること。
			④下請法に定める役務提供委託

通し	ページ		-u · · · · · · · · · · · · · · · · ·
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等 
			役務の提供を業として行っている事業者が、その提供
			の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。
5 F	□ 申出内容の	│ <mark>│入力(法違反と考えられ</mark>	」 しる内容や該当する法律の条項等)
109	115–1	問1)	○ 複数の条項に該当する場合は、ひとつの条項ごとに
	/115- O	あなたが行っている業務	│ │ 入力してください。「問8)法に違反する事実として、
	(*)	   委託について、フリーラ	   ここまでで入力していただいた事項以外に申出を希
		   ンス・事業者間取引適正	   望する条文はありますか」(通し番号 116)で「①他
	※Oは、	化等法のどの条文に(委	にある」を入力すると、ふたつめの条項についての入
	申出を行	託事業者が)違反する事	力ができます(みっつめの条項以降についても同様で
	う条項が	実を申出しますか。	す)。
	複数ある	プルダウンリストから選	(複数条項の例)
	場合にそ	択してください。	「取引先の委託事業者に育児の配慮の申出をしたら、報
	の分だけ	①第3条 書面等による	   酬の減額をされた」
	枝番のペ	取引条件の明示	(複数条項の場合入力方法)
	ージが続	②第4条 報酬支払期日	例えば、上記の例について、「③第5条 禁止行為(報
	きます。	の設定・期日内の支払い	酬の減額)」と「⑥第 13 条 妊娠、出産若しくは育児ま
	例えば、	③第5条 禁止行為(受	たは介護に対する配慮」について申出を行う場合は、次
	2つめの	領拒否、報酬の減額、返	のとおりに入力してください。
	条項につ	品、買いたたき、購入・利	(1)まず、「③第5条 禁止行為(報酬の減額)」につ
	いて入力	用強制、不当な経済上の	いて入力してください。
	する場合	利益の提供要請、不当な	・問1)(通し番号 109)で「③第5条 禁止行為」
	は 115-2	給付内容の変更・やり直	を選択
	となりま	し)	・問2) (通し番号110) で「②第1項第2号 報
	す。(以下	④第6条(第3項) 行政	酬の減額の禁止」を選択
	同じで	機関へ申出したことを理	・問3)~問7)(通し番号 111~115)に必要事項
	す。)	由とした不利益取扱い	を入力
		(第3条~第5条に関す	・問8)(通し番号 116)で「①他にある」を選択
		る申出の場合)	(2)もう一度同様の入力画面であるページ番号:115-
		⑤第12条 募集情報の的	2の問1)~問8)(通し番号109~116)が表示さ
		確な表示	れます。
		⑥第 13 条 妊娠、出産若	(3)次に、「⑥第13条 妊娠、出産若しくは育児また
		しくは育児または介護に	は介護に対する配慮の申出」について、(1)と同
		対する配慮	じように問1)、問3) ~問7) (通し番号 109、111
		⑦第14条 ハラスメント	~115) に入力してください。問8) (通し番号 116)
		対策に係る体制整備	で「②ない」を選択すると、次の項目であるページ
		⑧第16条 中途解除等の	番号:301の問1)~問7)(通し番号123~129)
		事前予告・理由開示	に進みます。
		⑨第17条(第3項) 行	
		政機関へ申出したことを	〇 選択肢の説明は以下のとおりです。詳しくは本法の
			34

通し	ページ		
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
		理由とした不利益取扱い (第 12 条~第 16 条に関 する申出の場合)	パンフレット等をご参照ください。 ①書面等による取引条件の明示(法第3条) (本法の内容) フリーランス(特定受託事業者。以下同じです。) に対し業務委託をした場合は、委託事業者(業務委託
			事業者、特定業務委託事業者。以下同じです。)直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。 (違反する事実の例)
			書面等により「業務の内容」「報酬額」等の取引条件を明示してもらえない。等
			②報酬支払期日の設定・期日内の支払い(法第4条) (本法の内容) 取引先の委託事業者は、発注した給付を受領した日
			から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で、 支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなけれ ばなりません。
			(違反する事実の例) 60 日以内の報酬支払期日が設定されていない、期 日内に報酬が支払われない。等
			③禁止行為(法第5条) (本法の内容)
			フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはなりません。 ■受領拒否:フリーランスに責任がないのに、委託し
			た物品や情報成果物の受取を拒むこと。 ■報酬の減額:フリーランスに責任がないのに、業務 委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払う こと。
			■返品:フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。
			■買いたたき: フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。
			■購入・利用強制:フリーランスに委託した物品等の 品質を維持、改善するためなどの正当な理由がない

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	HAIT	
			のに、取引先の委託事業者が指定する物や役務を強
			制して購入、利用させること。
			■不当な経済上の利益の提供要請:取引先の委託事業
			者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、そ の他の経済上の利益を提供させることによってフ
			リーランスの利益を不当に害すること。
			■不当な給付内容の変更・やり直し:フリーランスに
			責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランス
			の給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付
			を受領した後に給付をやり直させたりして、フリー
			ランスの利益を不当に害すること。
			(違反する事実の例)
			、
			考にしてください。
			   ④行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い
			(第3条~第5条に関する申出の場合)(法第6条第3
			(現)
			(本法の内容)
			取引先の委託事業者は、フリーランスが行政機関の
			窓口に申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取
			引を行わないようにするといった不利益な取扱いを
			してはなりません。
			(違反する事実の例)
			第5条についての申出をしたことを理由として、取
			引の数量を減らされた。等
			⑤募集情報の的確な表示(法第 12 条)
			(本法の内容)
			取引先の委託事業者は、広告等によりフリーランス
			を募集する際は、その情報について、虚偽の表示また
			は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最
			新の内容に保たなければなりません。
			(違反する事実の例)
			フリーランス(特定受託事業者)の募集に際し、虚
			偽の表示や、古い情報の掲載がある。等
			   ⑥妊娠、出産若しくは育児または介護に対する配慮 (法
			第 13 条)

通し	ページ	=л.88	部中 1 4 <b>向</b> 2 注意事之集
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
			(本法の内容) 取引先の委託事業者は、フリーランスからの申出に応じて、 ・6か月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児または介護(育児介護等)と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。 ・6か月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければなりません。 (違反する事実の例) 取引先の委託事業者に育児のための配慮を申出したが、申出を聞いてもらえなかった。等  ⑦ハラスメント対策に係る体制整備(法第14条) (本法の内容) ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはなりません。 (違反する事実の例) (例1)取引先の委託事業者がハラスメントの相談窓口を設けていない。 (例2)取引先の委託事業者が設けている相談窓口を設けていない。 (例2)取引先の委託事業者が設けている相談窓口を設けていない。 (例2)取引先の委託事業者が設けている相談窓口を設けていない。 (例2)取引先の委託事業者が設けている相談窓口を設けていない。
			ん。 <ul> <li>8中途解除等の事前予告・理由開示(法第16条)</li> <li>(本法の内容)</li> <li>・取引先の委託事業者は、①6か月以上の期間で行う業務委託について、②契約の解除または不更新をしようとする場合、③例外事由に該当する場合を除いて、解除日または契約満了日から30日前までにその旨を予告しなければなりません。</li> <li>・予告がされた日から契約が満了するまでの間に、</li> </ul>

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	山又山山	<b>説切、八刀例・圧息音で</b> サ
			フリーランスが解除の理由を取引先の委託事業者 に請求した場合、取引先の委託事業者は、例外事由 に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければ なりません。 (違反する事実の例) 30日前までの事前予告なく契約を解除された。等
			<ul> <li>⑨行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い(第12条~第16条に関する申出の場合)(法第17条第3項)</li> <li>(本法の内容)</li> <li>取引先の委託事業者は、フリーランスが行政機関の窓口に申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。</li> <li>(違反する事実の例)</li> <li>第13条についての申出をしたことを理由として、</li> </ul>
			取引を停止された。等  ※1 該当する条文がない場合、申出の対象になりません。 ※2 取引先の委託事業者(被申出者)に従業員がいない(加えて、法人の場合は役員が2人以上いない)場合は、本法第3条(書面等による取引条件の明示)についての申出のみ対象になります(※3)。この場合に、本法第3条以外を選択して申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡させていただくことになりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関(公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局)等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。  ※3 取引先の委託事業者(被申出者)に従業員がいない(加えて、法人の場合は役員が2人以上いない)場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業
			務委託事業者」となるため、本法第3条のみが申出の 対象となります(いわゆるフリーランス同士の業務委

番号説明、入力例・注意話の場合は、本法第3条のみが す)。 ※4 取引先の委託事業者(被申出 取消し(契約の解除)をされたこ た等の場合は、法第5条を選択し	申出の対象となりま 出者)から業務委託のとにより損害が生じ
<u>す)。</u> <u>※4 取引先の委託事業者(被申出</u> 取消し(契約の解除)をされたこ	出者)から業務委託の とにより損害が生じ
※4 取引先の委託事業者(被申出 取消し(契約の解除)をされたこ	とにより損害が生じ
取消し(契約の解除)をされたこ	とにより損害が生じ
	J ( \ /2 & V '0
110   115-1   問2)   O 問1)(通し番号109)で「③第	5条 禁止行為(受
/115-〇 第5条のうち、どの項及 領拒否、報酬の減額、返品、買い	いたたき、購入・利用
(※) びどの号に違反する事実 強制、不当な経済上の利益の提供	共要請、不当な給付内
がありますか。 容の変更・やり直し)」を選択し	た場合に入力するこ
※は、通 プルダウンリストから選 とができます。	
し番号 109 択してください。(任意)	
のページ 〇①第1項第1号 受領 〇 第5条の中で複数の条項に該当	当する場合は、次のよ
番号欄を 拒否の禁止 うに分けて入力してください。	
参照。 〇②第1項第2号 報酬 (複数条項の場合の入力方法)	
の減額の禁止 例えば、「①(第1項第1号 受領	類拒否の禁止)」と「⑤
○③第1項第3号 返品 (第1項第5号 購入・利用強制の	の禁止)」について申
の禁止   出をしたい場合は次のとおりに入力	<b>力してください。</b>
○④第1項第4号 買い (1)まず、「① (第1項第1号 き	受領拒否の禁止)」の
たたきの禁止 申出について入力してください	, <b>\</b> <sub>0</sub>
○⑤第1項第5号 購 ・問1)(通し番号109)で「3	③第5条 禁止行為」
入・利用強制の禁止を選択	
○⑥第2項第1号 不当   ・問2) (通し番号110) で「	①第1項第1号 受
な経済上の利益の提供要 領拒否の禁止」を選択	
請の禁止 ・問3)~問7)(通し番号 11	1~115) に必要事項
〇⑦第2項第2号 不当 を入力	
な給付内容の変更・やり ・問8) (通し番号 116) で「	
直しの禁止   (2)もう一度同様の入力画面であ	
2の問1)~問8)(通し番	亏 109~110)か衣示
(3)次に、「⑤(第1項第5号	購入・利田強制の禁
止)」の申出について、(1) と	
問7)(通し番号 109~115)に	
問8)(通し番号 116)で「②7	
次の項目であるページ番号:3	
(通し番号 123~129) に進み	
	- , ,
〇 選択肢の説明は以下のとおりて	です。なお、「違反と
なる例」については、入力要領の	最後にあるパンフレ

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号	改四	ᇌᇄᆺᇧᄼᆝᇬᆞᇨᄝᆖᆸᇰᇴ
			ット(抜粋)を参考にしてください。
			◇禁止行為(法第5条) 
			フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場
			合、次の①~⑦の行為をしてはなりません。
			①受領拒否:フリーランスに責任がないのに、委託した
			物品や情報成果物の受取を拒むこと。
			②報酬の減額:フリーランスに責任がないのに、業務委
			託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。
			③返品:フリーランスに責任がないのに、フリーランス
			に委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせる   
			こと。  
			④買いたたき:フリーランスに委託する物品等に対し
			て、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不     当に定めること。
			ヨにためること。   ⑤購入・利用強制:フリーランスに委託した物品等の品
			質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、
			取引先の委託事業者が指定する物や役務を強制して購
			入、利用させること。
			八、 19771
			が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の
			経済上の利益を提供させることによってフリーランス
			の利益を不当に害すること。
			   ⑦不当な給付内容の変更・やり直し:フリーランスに責
			   任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付
			の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した
			後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を
			不当に害すること。
			※ 取引先の委託事業者から業務委託の取消し(契約の
			解除)をされたことにより損害が生じた等の場合は、
			「⑦第2項第2号 不当な給付内容の変更・やり直
			し」を選択してください。
111	115—1	問3)	例①: 納品から 60 日を経過しても報酬が支払われない。
	/115-0	法に違反すると考えてい	例②: 委託事業者の担当者からハラスメントを受けてい
	(※)	る事実の概要を入力して	るが、相談先が分からず、相談が出来ず困っている。
		ください。	W 1. T. T. T. C.
	※は、通	なお、入力に当たっては、	
	し番号 109	入力例を参考にしてくだ	「違反となる例」の記載内容も参考にしてください。 
	のページ	さい。	

通し	ページ	設問	説明、入力例・注意書き等
番号	番号欄を		
	番号欄を     参照。		
	27m0		
112	115—1	問4)	例①: ●年●月●日に成果物を納品したが、60 日後とな
112	/115 <b>–</b> O	法に違反すると考えてい	る●年●月●日を過ぎても報酬が支払われない。
	(*)	る事実の発生した時期を	例②: ●年●月●日から現在まで6ヶ月以上の業務委託
		入力してください。	を受けており、●年●月頃、育児のため、打合せの日程
	※は、通	なお、入力に当たっては、	を変更してほしいと配慮を求めたが、理由の説明もない
	し番号 109	入力例を参考にしてくだ	<u>まま、これを断られた。</u>
	のページ	さい。	
	番号欄を		
	参照。		
113	115-1	問5)	例①: ●年●月●日に成果物を納品し、60 日後となる●
	/115-0	法に違反すると考えてい	年●月●日を過ぎても報酬が支払われなかったため、●
	(*)	る事実の経過を入力して	年●月●日に委託事業者へ『納品から 60 日以上を経過
		ください。	しているので支払ってほしい』と伝えている。
	※は、通	なお、入力に当たっては、	例②: ●年●月頃、幼稚園児の息子がウイルス性の胃腸
	し番号 109	入力例を参考にしてくだ	炎にかかったため、在宅で看病する必要があった。この
	のページ	さい。	ため、令和●年●月の上旬に予定されていた元委託者を
	番号欄を		交えた打合せの日程を、数日程度後ろにずらしてほしい
	参照。		<u>と発注者に依頼したが、理由を示されることもなく一方</u>   かに際これた
114	115—1	問6)	<u>的に断られた。</u>   例①:成果物を納品してから 60 日以上を経過しても未
114	/115-0	法に違反すると考えてい	払となっている報酬について、支払ってほしいとメール
	(*)	る事実について、取引先	で連絡したところ、『他社への売掛金を回収できていな
		の委託事業者(被申出者)	いので支払う原資がない。もう少し待ってほしい。』と
	※は、通し	を交え当事者間で交渉の	言われた。
	番号109の	場を持った場合、その結	例②:打合せについては、日程的に若干の余裕があった
	ページ番	果を入力してください。	ので、『数日後ろにずらすことは可能なはず。その日で
	号欄を参	なお、入力に当たっては、	ないといけない理由はあるのか』と電話で発注者の担当
	照。	入力例を参考にしてくだ	者に尋ねたが、『日程を動かすことは出来ません』とし
		さい。(任意)	<u>か説明されなかった。</u>
115	115-1	問7)	例①: 委託事業者側の契約事務を行っているのは実質的
	/115 <b>O</b>	法に違反すると考えてい	に社長であり、社長は毎日午後しか出勤してこない。自
	(*)	る事実について、行政機	分以外の取引をしている事業者も報酬の支払いが遅れ
		関の処理の参考となる事	<u>ているようだ。</u>

通し	ページ		
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
	※は、通し	項があれば、入力してく	例②: 委託契約の担当者は男性と女性が1名ずつ指名さ
	番号109の	ださい。	れているが、男性はずいぶん前に違う支社に異動してお
	ページ番	なお、入力に当たっては、	り、実質的には女性1名しか配置されていない。異動す
	号欄を参	入力例を参考にしてくだ	<u>る前は男性がフリーランス向けのハラスメント相談担</u>
	照。	さい。(任意)	当者であり、女性は労働者向けのハラスメント相談担当
			者として位置づけられていたようである。
116	115-1	問8)	〇 「①他にある」を選択すると、ページ番号:115-2
	/115 <b>–</b> O	法に違反する事実とし	の問1)~問8)(通し番号109~116)の内容が表示
	(*)	て、ここまでで入力して	され、他の条項について入力することができます。複
		いただいた事項以外に申	数の条項で申出を行う場合は、この入力を繰り返して
	※は、通し	出を希望する条文はあり	ください (入力を繰り返すと、ページ番号が 115-3 、
	番号109の	ますか。	115-4…と進んでいきます。)。
	ページ番	O①他にある	〇 「②ない」を選択すると、ページ番号:301の問1)
	号欄を参	O②ない	~問7) (通し番号 123~129) に進みます。
	照。		
			※ 申出を希望する条文が他にある場合には、他の条文
			<u>についても概要・発生時期・事案の経過等の入力をお</u>
			願いします。
117	213	問)	〇 本法が施行される前の日付(2024年 10月 31日以
		募集情報として掲載され	前の日付)を入力すると、回答確認画面(ページ番号:
		ていた情報が「虚偽の表	310) が表示され、「確認」ボタンを押すと、本法の適
		示・誤解を生じさせる表	用対象とはならない旨の案内(ページ番号:308)が
		示若しくは不正確・古い	表示され入力が終了します。回答誤りの場合は、回答
		ままの表示になってい	確認画面で「戻る」ボタンを押してください。
		る」と気付いた時期はい	○ 入力すると、ページ番号:214の問1)~問5)(通
		つでしたか。	し番号 118~122)に進みます。
			※ 本法の募集情報の的確表示に関する義務づけの効
			力が生じるのは施行日である令和6年11月1日以降
			であるため、令和6年11月1日よりも前のものにつ
			いては本法の適用対象とはなりません。
			<u>▼ (1647)ДФУДЕ/11/13/3/2 164/6 / 3 6 2 7 </u>
			※ 西暦で入力してください。
118	214	あなたが申出を行おうと	例:業務委託の募集情報について、応募サイトに記載さ
		している条文は「法第 12	れている契約の内容と、実際に担当者と連絡を取り合っ
		条 募集情報の的確表	て聞いた契約の内容が異なっていた。
		示」です。	<del></del>
		問 1 )	

通し	ページ	an. 88	=== 1 + m
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
		法に違反すると考えてい	
		る事実の概要を入力して	
		ください。	
		なお、入力に当たっては、	
		入力例を参考にしてくだ	
		さい。	
119	214	問2)	例:募集情報を応募サイトで見たのは●年●月●日で、
		法に違反すると考えてい	実際に担当者と連絡を取り合って、事実と掲載内容が異
		る事実の発生した時期を	なると分かったのは●年●月●日であった。
		入力してください。	
		なお、入力に当たっては、	
		入力例を参考にしてくだ	
		さい。	
120	214	問3)	例: ●年●月●日、担当者と成果物の仕様について細か
		法に違反すると考えてい	い話をするためにオンライン会議をしたが、この中で、
		る事実の経過を入力して	報酬の額が、掲載されていた募集情報と大きく異なって
		ください。	<u>ut:</u> .
		なお、入力に当たっては、	
		入力例を参考にしてくだ	
		さい。	
121	214	問 4 )	例:●年●月●日のオンライン会議の際、募集情報では
		法に違反すると考えてい	報酬が●●万円となっているのだから、募集情報に沿っ
		る事実について、取引先	て報酬を●●万円にしてほしいと伝えたところ、担当者
		(発注者)を交え当事者	から『募集情報はあくまでも募集情報。契約の際に双方
		間で交渉の場を持った場	で合意した内容で契約すればよいのではないか。募集情
		合、その結果を入力して	<u>報は修正するつもりはない。』と回答があった。</u>
		ください。	
		なお、入力に当たっては、	
		入力例を参考にしてくだ	
		さい。(任意)	
122	214	問5)	○ 入力すると、ページ番号:301の問1)~問7)(通
		法に違反すると考えてい	し番号 123~129)に進みます。
		る事実について、行政機	
		関の処理の参考となる事	<u>例:募集情報が掲載されていたのは「●●」というサイ</u>
		項があれば、入力してく	<u>トである。</u>
		ださい。	
		なお、入力に当たっては、	
		入力例を参考にしてくだ	
		さい。(任意)	

通し	ページ		
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
6	その他申出	者への確認事項	
123	301	西への確認事項問1) この申出を行政機関が調査するにあたたの場合にあたの場合はあたの場合はあたの場合はあたが法人の場合はあなたがあり、この自己があるとを取引先の委託事業よるに伝えてはよりにですか。 〇①伝えて問題ない 〇②伝えてほしくない	※ 匿名の場合、被害者の特定が必要となる個別事案の 場合は調査をすることが困難となります。 そのため、自らの権利の侵害についての解決を求める 等、個別事案の解決を求める場合は氏名等を伝えての 調査とするのが望ましいです。
		(匿名で調査をしてほしい)	
124	301	問2) この申出を行政機関が調査するにあたり、必要にあたの通称(ペンネーム、芸名、から申出があったる。を伝え、から中出があったことを明ま者(被申出者)に伝えてはいてはないの②伝えてはしているで調査をしてはしい)の③通称はない	※ 匿名の場合、被害者の特定が必要となる個別事案の場合は調査をすることが困難となります。 そのため、自らの権利の侵害についての解決を求める等、個別事案の解決を求める場合は氏名等を伝えての調査とするのが望ましいです。
125	301	問3) この申出を行政機関が調査したのち、調査の結果 についてのフィードバックを希望されますか。 〇①希望する 〇②希望しない	
126	301	問4) 次の内容について、確認 したらチェックをつけて	※ 申出を受理した後、申出者の方に連絡し、状況等を お伺いすることがございますが、その際お伺いした状 況や、調査の中でお伺いした内容については、本法の

通し	ページ		
番号	番号	設問	説明、入力例・注意書き等
		ください。	施行に必要な範囲で公正取引委員会・中小企業庁・厚
		「申出受付フォームに入	生労働省の間で共有することがあります。また、共有
		力された内容」及び「申出	後も必要と判断すれば、申出内容について各行政機関
		受理後に申出者から聴取	から申出者の方に対し追加で状況等の確認をするこ
		した内容」については、行	<u>とがございます。</u>
		政の業務に必要な範囲で	
		公正取引委員会・中小企	
		業庁・厚生労働省の各行	
		政機関で共有します。	
		口確認しました。	
127	301	問5)	〇 フリーランス・トラブル 110 番における和解あっせ
		申出の内容についての労	んについては、「フリーランス・トラブル 110 番」の
		働組合の団体交渉、フリ	ホームページを御参照ください。
		ーランス・トラブル 110番	https://freelance110.mhlw.go.jp/
		の和解あっせん機能、訴	
		訟等の利用状況につい	
		て、以下の選択肢のうち、	
		最も当てはまるものを選	
		択してください。	
		〇①現在利用中ではない	
		(今後利用する予定があ	
		る)	
		○②現在利用中ではない	
		(今後利用する予定は特	
		にない)	
		〇③利用中	
128	301	問6)	※ フリーランス・トラブル 110 番以外の和解あっせん
		申出の内容について、労	を利用している場合は「⑤その他」を選択してくださ
		働組合の団体交渉やフリ	<u>[, ,                                  </u>
		ーランス・トラブル 110番	
		の和解あっせん機能、訴	〇 フリーランス・トラブル 110 番における和解あっせ
		訟等を利用中の場合、ど	んについては、「フリーランス・トラブル 110 番」の
		のような制度を利用して	ホームページを御参照ください。
		いるか、当てはまるもの	https://freelance110.mhlw.go.jp/
		を選択してください。(任	
		意)	
		O①フリーランス・トラ	
		ブル 110 番の和解あっせ	
		ん	

通し 番号	ページ 番号	設問	説明、入力例・注意書き等
		○②訴訟	
		○③下請法での申告	
		〇④他法令での申告	
		〇⑤その他	
129	301	問7)	〇 問7)を入力すると、回答確認画面(ページ番号:
		次の内容について、確認	310) が表示されます。これまで回答した設問と回答
		したらチェックをつけて	内容が表示されますので、誤りや漏れがないか御確認
		ください。	をお願いします。回答誤り等がある場合は「戻る」ボ
		申出内容によって、所管	タンで戻ってください。
		する行政機関が複数とな	〇 「確認」ボタンを押すと、入力が終了して戻ること
		る場合がございます。	ができなくなります。入力内容の控えがご入り用の場
		そのため、それぞれの行	合は、「確認」ボタンを押す前に、回答確認画面を印
		政機関からあなたに、状	刷(Ctrl+P)していただくか、スクリーンショット
		況を確認するため、連絡	での保存、テキストファイルにコピーペーストで保存
		をさせていただくことが	していただく等の対応をお願いいたします。
		ございます。	
		口確認しました。	

パンフレット「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法」法第5条部分のみ抜粋

# 3 義務と禁止行為

取引の適正化

## 発注事業者の禁止行為 (第5条)

禁止行為は やらないことが当たり前!

フリーランスに【1か月以上※】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要です。

※ 1か月の始期と終期などの考え方については、26ページをご覧ください。

### 7つの禁止行為

0

2

3

4

受領拒否

報酬の減額

返品

買いたたき

り 購入・利用

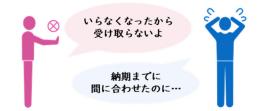
強制

・ 不当な経済上の 利益の提供要請

不当な給付内容 の変更・やり直し

### ① 受領拒否

フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むことです。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延期することで、あらかじめ定めた納期に受け取らないことも受領拒否に当たります。



### 違反となる例

小売店

デザイナー

売れ行き不振を理由として、ジュエリーデザイナーに製作を委託したアクセサリーの一部を キャンセルし、受領しなかった。

システム開発会社

システムエンジニア

取引先からの仕様変更を理由として、あらかじめ定めた納期に、フリーランスが当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。

アニメーション制作会社

アニメーター

放送中のアニメーションの原画作成をアニメーターに委託したが、アニメーションの放送が打切りになり原画が不要になったことを理由として、受領しなかった。

14

# 3 義務と禁止行為 |

取引の適正化

### 発注事業者の禁止行為 (第5条)

### 2 報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



業績が悪化したから 支払う予定だった報 酬から引いておくね



そんな…

### 違反となる例

### ゲーム開発会社

### イラストレーター

キャラクターのデザインの作成を委託している ところ、業績の悪化により制作に係る予算が減 少したことを理由に、あらかじめ定めた額より 引き下げた報酬の額を支払っていた。

#### 部品メーカー

金属加工職人

金属加工職人に委託している部品の製造について、単価引下げの合意前に委託した部品について、引き下げられた単価を遡って適用することとし、引下げ前の単価で計算された報酬の額と引下げ後の単価で計算された報酬の額との差額を差し引いて報酬を支払った。

#### ネイルサロン

### ネイリスト

記者

運営するネイルサロンにおける施術を委託しているところ、店内内装の充実のため「協力金」と称して、報酬の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて報酬を支払った。

#### 出版社



記者との合意がないにもかかわらず、報酬を 記者の銀行口座に振り込む際の手数料を、報 酬の額から差し引いていた。

### 3 返 品

フリーランスに責任がないのに、フリーランスに 委託した物品や情報成果物を受領後に引き取ら せることです。不良品などがあった場合には、受 領後6か月以内に限って、返品することが認めら れます。



売れ残ったから 返品するね



返品されても 困るよ…

### 違反となる例

#### イベント企画会社

### フラワーデザイナー

イベントで販売する生花のブーケの製造を委託し、納品されたブーケを一旦受領したが、イベント終了後に売れ残ったブーケについて、不要になったことを理由として引き取らせた。

#### 工芸品メーカー



### 伝統工芸職人

自社のロゴを入れた工芸品の製造を委託しているところ、納品された工芸品を一旦受領したが、前回までの発注時には問題としていなかったような個体差を理由として引き取らせた。

### 広告制作会社



### イラストレーター

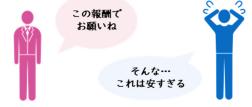
イラストレーターに制作を委託した広告のイラストについて、納品されたイラストを一旦受領したが、 広告が中止になり取引先からキャンセルされたことを理由としてイラストを返品した。

15

### 発注事業者の禁止行為 (第5条)

### 4 買いたたき

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めることです。買いたたきは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際に規制されるものです。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要です。



### 違反となる例

#### 工務店

### 一人親方

### 食品メーカー

### 映像クリエイター

自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改定する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常の対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

自社商品の広告動画の制作を委託したところ、 見積書作成時よりも納期を大幅に短縮して発 注したにもかかわらず、当初の見積額にする ことによって、通常の対価を大幅に下回る報 酬の額を定めた。

### 買いたたきに該当するかどうかはどのように判断されるのか

次の①~④のような要素を勘案して、総合的に判断します。

- ① 報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

### ❺ 購入·利用強制

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させることです。



#### チケット〇枚 購入よろしくね



いらないんだけどな…

### 違反となる例

#### 冠婚葬祭業者

#### ナレーター(司会者)

#### 番組制作会社

### カメラマン

運営する結婚式場で行う披露宴等の司会を委託しているところ、発注担当者から、式場で提供しているおせち料理、クリスマスケーキ等の購入を要請し、購入させた。

自社が制作する放送コンテンツの撮影を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画のチケットを、目標枚数を定めて購入させた。

### 注意ポイント

発注事業者とフリーランスでは、取引の関係において、発注事業者の立場が強く、フリーランスの立場は弱くなる傾向があります。そのような場合、フリーランスが依頼を拒否できない場合もあることから、発注事業者に強制の認識がなくても、事実上、フリーランスに購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、購入・利用強制に該当しますので注意しましょう。

### 発注事業者の禁止行為 (第5条)

### 6 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、 役務、その他の経済上の利益を提供させることに よってフリーランスの利益を不当に害することです。 名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる 金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、 フリーランスの直接の利益とならない場合が対象 となります。



### 違反となる例

#### 運送会社

### 運送ドライバー

荷物の運送のみを委託しているにもかかわらず、委託内容には含まれていない荷積み作業を無償で 行わせた。

#### 音楽制作会社



自社が制作する楽曲の候補となる複数の楽曲案の制作を委託し、採用した楽曲については知的財産権を自社に譲渡する契約としていたところ、採用した楽曲に加えて、採用しなかった楽曲の知的財産権を無償で譲渡させた。

### 7 不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害することです。 発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかり負担する必要があります。



### 違反となる例

### ソフトウェア開発会社

### プログラマー

新規ソフトウェアのプログラム作成を委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせた。

#### ラジオ番組制作会社



#### 放送作家

ラジオ番組の台本の作成を委託したところ、内容を確認した上で台本を受領したにもかかわらず、 取引先の意向により台本を大幅に修正させたが、修正作業に伴う追加の費用を支払わなかった。

#### イベント企画会社



#### シェフ(料理人)

自社が開催するイベントで提供する料理の企画・調理を委託したところ、その後、イベントが中止になったことを理由に委託を取り消したが、シェフが準備のために支出した費用を負担しなかった。

17